

「連携中枢都市圏(嶺北)^{クロス}×東京」プラットフォーム事業運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「連携中枢都市圏(嶺北)×東京」プラットフォーム事業運営業務の受託候補者選考にあたり、企画力、創造力、実行力などの観点から公募型プロポーザルにより適正な選考を行うため、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 「連携中枢都市圏(嶺北)×東京」プラットフォーム事業運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 20,543,000円(消費税等を含む。)

仕様書に定める業務に係る経費については、嶺北各市町職員の参加旅費及び市町独自のPRの実施に係る費用を除き、本業務の経費として委託料に含む。また、独自の提案がある場合、当該提案内容を実施するための費用についても委託料に含まれるものとする。

※なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3 選考方法

公募型プロポーザル

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている又は公表日から本プロポーザルの参加申込書提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名措置等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手

- 続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参加している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
 - ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
- ① 共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の構成員は、上記(1)~(9)に掲げる事項を全て満たしていること。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、福井市商工労政課(以下「当課」という。)ホームページに掲載(公表)し、プロポーザル参加者を募集する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限:令和8年4月30日(木)12時00分(必着)
- (2) 提出方法:持参又は郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る

書類書留郵便等とすること。)

(3) 提出先:〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1(アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工労政課

(4) 提出書類:プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、共同体の場合、下記①、⑤は共同体を代表する者のみ提出すること。

① 参加申込書【様式1】

② 参加資格誓約書【様式2】

③ 参加事業者の概要、事業内容がわかる書類【任意様式】

④ 令和3年4月1日以降に企画運営した本事業と同種類の事業の実績がわかる書類【様式3】

※委託、自主事業を実績とし、実績がある場合は、審査基準により加点する。実績がない場合は提出不要

⑤ 共同体結成届【様式4】

※共同体を結成する場合のみ、共同体を代表する者が提出すること。

⑥ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことが分かる書類

※参加申込書提出時点で、本要領4参加資格(1)の資格者名簿に登録されている場合は提出不要

(5) 提出部数:1部

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和8年5月7日(木)までに電子メール等で連絡する。

8 質問及び回答

(1) 提出期限:令和8年4月21日(火)12時00分(必着)

(2) 提出方法:「応募に関する質問票」別紙【様式5】により、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。

※ 持参、FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答期限:令和8年4月24日(金)

(4) 回答方法:当課ホームページに掲載

9 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。企画提案は1者1提案(共同体での提案を含む。)とすること。

(1) 提出期限:令和8年5月18日(月)12時00分(必着)

(2) 提出方法:持参又は郵送(郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。)

(3) 提出先:〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10(宝永分庁舎)

福井市 商工労働部 商工労政課

※プロポーザル参加申込書提出先の住所と異なるので注意すること。

(4) 提出書類:企画提案書【様式6】

(5) 提出部数:正本1部、副本8部

※PDF データも提出すること

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。プレゼンテーションの実施日等の詳細は別途通知する。

① プレゼンテーション日時

令和8年5月下旬 午後(予定)

② 留意事項

- ・プレゼンテーションは、各提案者45分(説明時間20分、質疑応答25分)以内とする。
- ・出席者は4名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。

(2) 審査基準

- ・プロポーザルは以下の審査基準に基づき、合計68点満点で審査する。
- ・採択の最低点は、満点340点(68点×5名)の6割の204点とする。

審査項目	審査内容	配点
企画内容	【ダイニングについて】 ・嶺北の食や食文化の魅力とそれを体験する観光の楽しみなどを広く国内に発信し、誘客を促進するためのメディア対象のプロモーションを行うにあたり、効果的な内容やタイムスケジュールが提案されているか。	10
	【ダイニングについて】 ・高購買力層に対し、嶺北の食や食文化、観光について直接発信するにあたり、効果的な内容やタイムスケジュールが提案されているか。	6
	【ダイニングについて】 ・仕様書に定められた事項に加えて独自の提案がある場合、その内容が業務効果を高めるためのものとなっているか。	6
	【セレクションについて】 ・食品を流通に乗せ、販路開拓の目標を達成することが期待できる内容か。	10

	【フェアについて】 ・消費者の購買意欲や会場付近の人通りの多さ等を踏まえ、PR販売を行うにあたり効果的な会場が提案されているか。	5
	【フェアについて】 ・集客促進のための効果的な店舗レイアウト、看板、装飾等が提案されているか。	5
広 報	【ダイニングについて】 ・対象者の参加が期待できる効果的な広報や募集方法が提案されているか。	5
	【フェアについて】 ・集客促進のための効果的な広報が提案されているか。	5
運営体制	・本業務を安全かつ安定的に遂行できる運営体制か。	5
業務実績	・円滑な実施が期待できる過去の実績があるか。 ≪採点内訳≫ 食事の提供を含む食のイベントの開催、東京都における食品の販路開拓、食品の物販それぞれにつき、1件ごとに2点ずつ加点する(最大6点)。 同種の業務を複数回分記載した場合は、1件とカウントする。 ※該当する業務がない場合は0点とする。	6
参考見積	・必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算となっているか。	5

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全者に対し、令和8年5月下旬(予定)に書面及び当課ホームページで通知する。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 契約の締結

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が次に該当する場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 契約の締結に応じないとき。

- (2) 契約の締結期限までに資格者名簿への登録が確認できないとき。
- (3) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき。
- (4) 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- (5) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

13 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (10) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。
ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、当課ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者名を掲載する。
- (11) その他、不明な点については、当課に照会すること。

14 スケジュール

実施要領等の公表	令和8年4月10日(金)
質問期限	令和8年4月21日(火) 12時00分(必着)
質問回答期限	令和8年4月24日(金)
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和8年4月30日(木) 12時00分(必着)
参加資格審査の結果通知	令和8年5月7日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年5月18日(月) 12時00分(必着)
審査(プレゼンテーション)	令和8年5月下旬 午後 ※予定

選定結果の通知	令和8年5月下旬 ※予定
業務委託契約締結	令和8年6月上旬 ※予定

15 問い合わせ先

〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工労政課 (担当:清水)

TEL:0776-20-5325 FAX:0776-20-5323

E-mail:syoukou@city.fukui.lg.jp

※ 5月7日以降の住所は、「〒910-0004 福井市宝永2丁目4-10 (宝永分庁舎)」